

「デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ」開催要綱

1 目的

本ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」（以下「検討会」という。）の下に開催されるWGとして、表現の自由をはじめとする様々な権利利益に配慮し、デジタル空間における情報流通に係る制度整備に関する検討を専門的な見地から行うことを目的とする。

2 名称

本WGは、「デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ」と称する。

3 検討事項

- （1）デジタル空間における情報流通に係る制度整備の在り方
- （2）その他

4 構成及び運営

- （1）本WGの主査は、検討会の座長が指名する。
- （2）本WGの構成員は、別紙のとおりとする。
- （3）主査は、本WGを招集し、運営する。
- （4）主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- （5）主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本WGを招集し、運営する。
- （6）主査は、必要に応じ、本WGの構成員又はオブザーバーを追加することができる。
- （7）主査は、必要に応じ、本WGの構成員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- （8）その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- （1）本WGは、会議又は議事録を原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- （2）本WGで使用した資料は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- （3）本WGの会議については、原則として議事概要を作成し、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。

6 その他

本WGの庶務は、総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室が行う。

デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ 構成員名簿

(敬称略、五十音順)

【構成員】

	生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科 教授
	上沼 紫野	LM 虎ノ門南法律事務所 弁護士
	高口 鉄平	静岡大学学術院情報学領域 教授
	増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会 理事長
	森 亮二	英知法律事務所 弁護士
	山本 健人	北九州市立大学法学部 准教授
主 査	山本 龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

**デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会
デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ
開催実績**

会合	開催日	議事次第
第 1 回	令和 7 年 1 月 31 日	(1) 開催要綱（案）について (2) 制度 WG における検討の進め方について（案） (3) 意見交換 (4) その他
第 2 回	令和 7 年 2 月 28 日	(1) オブザーバーの追加 (2) 今後の検討スケジュールについて (3) 諸外国の制度整備の動向について (4) 意見交換 (5) その他
第 3 回	令和 7 年 3 月 26 日	(1) 関係団体ヒアリング (2) 諸外国の制度整備の動向について (3) 意見交換 (4) その他
第 4 回	令和 7 年 4 月 3 日	(1) 情報流通プラットフォーム対処法の施行について (2) 諸外国の制度整備の動向について (3) 有識者ヒアリング
第 5 回 ※親会第 4 回	令和 7 年 4 月 11 日	(1) SNS 等における違法情報等への対応に関する事業者ヒアリングについて (2) 事業者ヒアリング (3) その他
第 6 回 ※親会第 5 回	令和 7 年 4 月 14 日	(1) 事業者ヒアリング (2) その他
第 7 回 ※親会第 6 回	令和 7 年 4 月 18 日	(1) 事業者ヒアリング (2) その他
第 8 回	令和 7 年 5 月 15 日	(1) 闇バイト対策に関するプラットフォーム事業者へのヒアリング総括（案）について (2) 論点整理（案）について (3) その他

第 9 回	令和 7 年 5 月 29 日	(1) 警察庁からのご発表 (2) 構成員からのご発表 (3) 論点整理（案）について (4) その他
第 10 回	令和 7 年 6 月 12 日	(1) 制度 WG 中間取りまとめ（案）について (2) その他
第 11 回	令和 7 年 6 月 23 日	(1) 制度 WG 中間取りまとめ（案）について (2) その他

(参考資料 3)

株式会社野村総合研究所 ㊟発表資料(本 WG 資料2－3)

(省略)

(参考資料 4)

一般社団法人セーファーインターネット協会(SIA) ご発表資料(本 WG 資料3-1)

(省略)

(参考資料 5)

インターネット・ホットラインセンター(IHC) ご発表資料(本 WG 資料3-2)

(省略)

(参考資料6)

株式会社野村総合研究所 公表資料(本 WG 資料3-3)

(省略)

(参考資料 7)

株式会社野村総合研究所 公表資料(本 WG 資料4-2)

(省略)

(参考資料 8)

曾我部真裕京都大学大学院教授 ご発表資料(本 WG 資料4-3)

(省略)

(参考資料 9)

Meta ヒアリングシート回答(諸課題検討会資料4-2-1)

(省略)

(参考資料 10)

TikTok ヒアリングシート回答(諸課題検討会資料5-1-1)

(省略)

(参考資料 11)

X ヒアリングシート回答(諸課題検討会資料5-2-1)

(省略)

(参考資料 12)

Google ヒアリングシート回答(諸課題検討会資料6-1-1)

(省略)

(参考資料 13)

LINE ヤフー ヒアリングシート回答(諸課題検討会資料6-2-1)

(省略)

(参考資料 14)

**SNS 等における違法情報等への対応に関するヒアリングシートに対する各社回答
及びヒアリング結果(概要)(本 WG 資料8-1-1)**

(省略)

(参考資料 15)

闇バイト対策に関するプラットフォーム事業者へのヒアリング総括

(省略)

(参考資料 16)

警察庁 ご発表資料(本 WG 資料9-1)

(省略)

(参考資料 17)

高口構成員 へ発表資料(本 WG 資料9-2)

(省略)

(参考資料 18)

論点整理(案)(本 WG 資料9－3)

(省略)